

理 由 書

本市では、2015年（平成27年）に策定した「逗子市総合計画」において、『市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくれます』とし、住宅・居住環境の魅力の向上を目指しております。また、2022年度（令和4年度）までに総合的病院の開設を目標に掲げ、広範な医療福祉の需要に対応した医療施設等、公共公益施設の機能向上を目指しています。

1988年（昭和63年）、緑豊かで良好な住宅地の供給を目的として開発整備された逗子アーデンヒル住宅地は、沼間三丁目地区に遊水池と小学校の建設予定地を造成・整備して完成しましたが、遊水池機能は現在も存続・運用しているものの、小学校の建設予定地については、その後、少子高齢化が著しく進行したことから、2003年（平成15年）にその目的を廃止し、将来的な公共公益施設の整備に備える用地としておりました。

本市が掲げる、安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちとするためには、『高齢化の急速な進展や多様化する社会ニーズに対応し、長期的な視点に立った都市機能の整備が必要』である一方、『本市の財政状況や限られた土地の利活用の視点』をもって、都市機能の再編・再整備を必要があることから、今般、当該用地において総合的病院等、公共公益施設の機能向上を図ることとしました。

以上のことから、沼間三丁目地区の「用途地域」を変更し、また、本地区における合理的かつ、健全な土地利用の推進、既に良好な住環境を形成しているアーデンヒル住宅地との調和を図るため、併せて、「沼間三丁目公共公益施設整備地区地区計画」を定めるものです。